令和８年４月１日から

空気の乾燥や強風などで林野火災の危険性が高まる場合に

「林野火災注意報」・「林野火災警報」

を発令します。

令和７年２月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、総務省消防庁の検討会で乾燥した気象条件等では、「林野火災注意報・警報」を発令することが林野火災予防のため有効であるとされたことから、県央消防本部では火災予防条例を改正し、施行しました。

林野火災注意報・林野火災警報の内容

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい状況	乾燥や少雨に加え、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい状況
発令対象期間	1～5月	
発令対象区域	諫早市、大村市、雲仙市 ※発令基準に該当した市町村に発令します	
火の使用制限	「森林」において火の使用等を控える（努力義務）	「森林」において火の使用等は禁止（義務、罰則あり※）

※罰則：30 万円以下の罰金又は拘留

火の使用制限・禁止の内容

1 山林、原野等において火入れをしないこと。
2 花火をしないこと。
3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
5 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認める区域内において喫煙をしないこと。
6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

【制限・禁止される行為の例】

（総務省：林野火災予防対策関係　質疑応答集）

【制限・禁止されない行為の例】

バーベキュー（木炭）

ガス器具

七輪（木炭）

※火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、規制対象外

（総務省：林野火災予防対策関係　質疑応答集）

「林野火災注意報」・「林野火災警報」を発令した場合は、県央消防本部のホームページへの掲載、消防車両等による巡回広報、消防庁舎等にのぼり旗を設置することなどでお知らせします。

（ホームページ QR ｺｰﾄﾞ）

【問合せ先】

□諫早消防署（諫早市）☎ 0957-22-0119　□大村消防署（大村市）☎ 0957-52-4138
□小浜消防署（雲仙市〔国見町、瑞穂町除く〕）☎ 0957-74-3231
□島原消防署北分署（雲仙市〔国見町、瑞穂町〕）☎ 0957-78-2870